

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	第1条(約款の適用) 1. このレンタルサーバサービス約款(以下、「本レンタルサーバ約款」といいます)は、各種レンタルサーバサービス(以下、本レンタルサーバ約款において「基本サービス」といいます)に適用されるサービス別約款(サービス基本約款)です。	第1章 総則 第1条(約款の適用) 1. このレンタルサーバサービス約款(以下、「本レンタルサーバ約款」といいます)は、各種レンタルサーバサービス(以下、本レンタルサーバ約款において「基本サービス」といいます)に適用されるサービス別約款(サービス基本約款)であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設したことに伴い、文言を追記します。
第4条(申込み)	新設	第2章 オプションサービス規定 第1節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第4条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
第5条(契約)	新設	第5条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の『GREDセキュリティサービス』の利用規約]を遵守するものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年6月26日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年6月26日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。

『さくらのVPSサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第4条(ネームサーバサービス)	第2章 オプションサービス規定 第4条(ネームサーバサービス) 1. ネームサーバサービス(以下、本条において「本オプションサービス」といいます)におけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスにおいて設定したゾーンファイルを速やかに削除した上で、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにもかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、自由に当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	第2章 オプションサービス規定 第1節 ネームサーバサービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第4条(ゾーン設定等) 1. ネームサーバサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスにおいて設定したゾーンファイルを速やかに削除した上で、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにもかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、自由に当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	節を新設し、条のタイトルを変更します。
第5条(SQL Server)	第5条(SQL Server) 1. SQL Server(以下、本条において「本オプションサービス」といいます)は、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 本オプションサービスは、本基本サービスと同時に申込みすることができます。 3. 本オプションサービスの解約は、本オプションサービスが適用される本基本サービスの解約をもってのみ行うことができます。	第2節 SQL Server(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第5条(申込み) 1. SQL Serverは、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 本オプションサービスは、本基本サービスと同時に申込みすることができます。	節を新設し、条のタイトルを変更します。 第3項を削除します。
新設	新設	第6条(解約) 1. 本オプションサービスの解約は、本オプションサービスが適用される本基本サービスの解約をもってのみ行うことができます。	元の第5条第3項を第6条として新設するものです。
第6条(リモートデスクトップ(RDS))	第6条(リモートデスクトップ(RDS)) 1. リモートデスクトップ(RDS)(以下、本条において「本オプションサービス」といいます)は、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 利用者は、次条に定める「Office」を利用する場合、Officeの利用契約数と同数以上の本オプションサービスを申し込みなければならないものとします。	第3節 リモートデスクトップ(RDS)(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第7条(申込み) 1. リモートデスクトップ(RDS)は、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 利用者は、次条に定める「Office」を利用する場合、Officeの利用契約数と同数以上の本オプションサービスを申し込みなければならないものとします。	節を新設し、条のタイトルを変更します。
第7条(Office)	第7条(Office) 1. Office(以下、本条において「本オプションサービス」といいます)は、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 本オプションサービスを新規に申込み場合は、本オプションサービスを適用する本基本サービスと同時に申込みなければならないものとします。 3. 本オプションサービスは、その利用契約数が1契約を下回らない限り、本オプションサービスを適用する本基本サービスの契約期間内であっても、解約することができるものとします。	第4節 Office(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第8条(申込み) 1. Officeは、本基本サービスの品目において「さくらのVPS for Windows Server」を選択した場合に申込みすることが可能なオプションサービスです。 2. 本オプションサービスを新規に申込み場合は、本オプションサービスを適用する本基本サービスと同時に申込みなければならないものとします。	節を新設し、条のタイトルを変更します。 第3項を削除します。
新設	新設	第9条(解約) 1. 本オプションサービスは、その利用契約数が1契約を下回らない限り、本オプションサービスを適用する本基本サービスの契約期間内であっても、解約することができるものとします。	元の第7条第3項を第9条として新設するものです。
新設	新設	第5節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第10条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて節と条文を新設するものです。
新設	新設	第11条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の『GREDセキュリティサービス』の利用規約]を遵守するものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用されたさくらのVPSサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年4月8日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成27年4月8日から適用されたさくらのVPSサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
新設	新設	第3節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第13条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて節と条文を新設するものです。
新設	新設	第14条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の『GREDセキュリティサービス』の利用規約]を遵守するものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年9月2日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。

『専用サーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバ約款」といいます)は、「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバ約款」といいます)は、「さくらの専用サーバーサービス」 ならびに 「専用サーバーサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	・誤字・脱字を修正します。
第7条(申込み)	第7条(申込み) 1. HDDアップグレードは、第13節に規定するオプションサービス(OS再インストール)と同時に申込みのとし、HDDアップグレードのみの申込みを行うことはできないものとします。ただし、基本サービスの利用申込みと同時にHDDアップグレードの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。 2. 前項におけるOS再インストールとHDDアップグレードについては、個別に利用契約が成立するものとします。	第7条(申込み) 1. HDDアップグレードは、第14節に規定するオプションサービス(OS再インストール)と同時に申込みのとし、HDDアップグレードのみの申込みを行うことはできないものとします。ただし、基本サービスの利用申込みと同時にHDDアップグレードの利用申込みを行う場合はこの限りではありません。 2. 前項におけるOS再インストールとHDDアップグレードについては、個別に利用契約が成立するものとします。	・条項の追加により、修正します。
第10条(申込み)	第10条(申込み) 1. 「さくらの専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第18節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込みの場合にのみ申込みすることができるものとします。 2. 「専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M共有回線と1000Mスタンダード回線の両者を除いた回線を利用する専用サーバーサービスに付加する場合にのみ申込みすることができるものとします。	第10条(申込み) 1. 「さくらの専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第19節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込みの場合にのみ申込みすることができるものとします。 2. 「専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M共有回線と1000Mスタンダード回線の両者を除いた回線を利用する専用サーバーサービスに付加する場合にのみ申込みすることができるものとします。	・条項の追加により、修正します。
第15条(申込み)	新設	第8節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第15条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	・新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
第16条(契約)	新設	第16条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GREDセキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。	・新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
		※以下、節および条番号が繰り下がります。	
附則第1条(適用開始)	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年6月26日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年3月31日より適用されます。	附則第1条(適用開始) この約款は、平成27年3月31日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。

『専用サーバPlatformサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバPlatformサービス約款(以下、「本専用サーバPlatform約款」といいます)は、専用サーバPlatform Adサービスおよび専用サーバPlatform Stサービス および そのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバPlatformサービス約款(以下、「本専用サーバPlatform約款」といいます)は、専用サーバPlatform Adサービスおよび専用サーバPlatform Stサービス ならびに そのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	・誤字・脱字を修正します。
第10条(作業)	第10条(作業) 1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ(基本約款第2条第2項に定義するページをいいます。)に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備(以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます)のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込みした時点で当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。 2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。	第10条(作業) 1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ(基本約款第2条第2項に定義するページをいいます。)に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備(以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます)のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込みした時点で当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。 2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。	・誤字を削除します。
第21条(申込み)	新設	第11節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第21条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
第22条(契約)	新設	第22条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GREDセキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
附則第1条(適用開始)	附則第1条(適用開始) この約款は、平成23年8月30日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用された専用サーバサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。

『ハウジングサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
新設	新設	第9節 Web改ざん検知サービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます) 第17条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて節と条文を新設するものです。
新設	新設	第18条(契約) 1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GREDセキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。	新しくリリースするWeb改ざん検知サービスについて条文を新設するものです。
		以下、節と条が繰り上がります。	
第17条(設定)	第17条(設定) 1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等は行えないものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	第19条(設定) 1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。当該ゾーン編集画面による機能に無い設定等は行えないものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本オプションサービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本オプションサービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	・誤字・脱字を修正します。
第24条(料金および支払期限)	第24条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第22条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. 本オプションサービスにおいて追加の料金が発生した場合、利用者は、当該追加料金を、当社が当該追加料金に係るサービスを提供した月の翌月または翌々月(いずれであるかは当社の指定によるものとします)までに支払うものとします。	第26条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第24条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. 本オプションサービスにおいて追加の料金が発生した場合、利用者は、当該追加料金を、当社が当該追加料金に係るサービスを提供した月の翌月または翌々月(いずれであるかは当社の指定によるものとします)までに支払うものとします。	条数のずれを修正いたします。
第30条(料金および支払期限)	第30条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第28条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. 基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、本オプションサービスを希望する利用者は、当社が指定する日までに、前項の料金を支払うものとします。当社は、当社が個別に承認しない限り、利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、本オプションサービスの実施に着手します。	第32条(料金および支払期限) 1. 基本約款第11条第3項の定めにかかわらず、本オプションサービスの利用料金は、都度、第30条第3項における本オプションサービスの内容に基づき、当社が利用者に対して提示するものとします。 2. 基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、本オプションサービスを希望する利用者は、当社が指定する日までに、前項の料金を支払うものとします。当社は、当社が個別に承認しない限り、利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、本オプションサービスの実施に着手します。	条数のずれを修正いたします。
附則第1条(適用開始)	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年6月26日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年9月16日より適用されます。	附則第1条(適用開始) この約款は、平成26年9月16日から適用されたハウジングサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成27年6月25日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。